災害対策本部体制の見直しについて 1/2

災害に即応可能な災害対応体制の構築に向けた取組を推進。(今和8年度から運用開始予定)

- 災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置するよう設置基準を見直し
- 災害の規模や特性に応じた組織運用のために配備体制を見直し
- 災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置することにより災害救助法の迅速な適用にも寄与

■ 主な設置基準(案)

災害発生後に留まらず、災害発生のおそれ段階から災害対策本部を設置。

	現行	見直し後	
風水害	特別警報	特別警報 [新] 台風接近に伴う気象警報 [新] 顕著な大雨に関する気象情報	
地震	県内震度 5 強以上	[新] 県内震度 5 弱以上	
南海トラフ地震臨時情報	— (災害警戒体制で対応)	[新] 巨大地震注意 [新] 巨大地震警戒	

■ 配備体制(案)

配備区分に新たに「警戒」を追加し、災害の規模や特性に応じて組織を運用。

配備区分	[新] 警戒	A動員	B動員	C動員
配備規模	危機管理部局 及び 各部局主管課を 中心とした体制	全職員の約1/5の 動員規模による 体制	全職員の約1/3の 動員規模による 体制	全職員の 動員規模による 体制

災害対策本部体制の見直しについて 2/2

保健医療福祉分野の総合調整機能を強化。

- 保健医療のみならず、在宅・車中泊を含めた要配慮者への福祉的支援が必要
- 保健医療福祉活動を行う関係機関との連携、情報分析、活動チームの派遣調整等を行う司令塔機能を強化
- 保健医療調整本部に福祉分野を包括した「保健医療福祉調整本部」に体制を変更

■ 災害対策本部における福祉保険部の組織見直し(案)

平時の部局にとらわれず、保健・医療・福祉活動の総合調整を行う体制を整備。



